

宗像市国民保護計画の変更（令和3年6月）について（報告）

1. 変更理由等

閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」の変更内容を、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき、本市の国民保護計画に反映するもの。

なお、計画変更にあたっては、宗像市国民保護協議会委員への意見聴取と福岡県への事前相談・知事協議を実施。

2. 主な変更内容等

- ・本市における訓練実施の方法について、より具体的な例示を記載。
- ・福岡県が行う避難施設指定に際して、市の施設の収容人数や構造等についての情報を提供する旨を記載。
- ・自衛隊担任部隊の変更にともない、記載を変更。陸自第4後方支援連隊（春日市）から陸自第40普通科連隊（小倉南区）に変更。
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）の整備・普及にともない、これらを活用した情報提供を行う旨を記載。
- ・避難行動要支援者名簿の整備にともない、要支援者の避難に名簿を活用する旨を記載。
- ・避難実施要領のパターン例について、新たに大規模テロを想定した、緊急対処事態を2例追加。  
（例1）バスジャックによる自爆テロ事案  
（例2）化学剤による攻撃事案
- ・全体を通して、記載の適正化を実施。  
組織名称の修正、新たに締結した防災協定の追記など。